

20211001-2 件名：【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 63：「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／管轄地域の変更）（9月30日発表）

【ポイント】

●9月30日、フィリピン政府は、「グリーン」・「イエロー」・「レッド」国／管轄地域を変更することを発表しました。なお、日本は、この「イエロー」国／管轄地域に該当します。

【本文】

1 9月30日、フィリピン政府は、10月15日までの「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／管轄地域について、該当する国・地域等を以下のとおり変更することを発表しました。なお、日本は、この「イエロー」国／管轄地域に該当します。

(1) 「グリーン」国／管轄地域

アメリカ領サモア、ブルキナファソ、カメルーン、ケイマン諸島、チャド、中国（本土）、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、フォークランド諸島（マルビナス諸島）、ハンガリー、マダガスカル、マリ、ミクロネシア連邦、モントセラト、ニュージーランド、ニジェール、北マリアナ諸島、パラオ、ポーランド、サバ（オランダ領）、サンピエール島・ミクロン島、シエラレオネ、シント・ユースタティウス、台湾、アルジェリア、ブータン、クック諸島、エリトリア、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、ニカラグア、ニウエ、北朝鮮、セントヘレナ、サモア、ソロモン諸島、スーダン、シリア、タジキスタン、タンザニア、トケラウ、トンガ、トルクメニスタン、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ、イエメン

(2) 「レッド」国／管轄地域

バミューダ

(3) 「イエロー」国／管轄地域

上記（1）、（2）に記載されていない他の全ての国／管轄地域。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第 139 号（「グリーン」・「レ

ド」・「イエロー」国／管轄地域の指定)

<https://pcoo.gov.ph/wp-content/uploads/2021/09/20210916-IATF-RESOLUTION-139-RRD.pdf>

+++++

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_013.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0)

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)